

## 北海道版歯科衛生士バンク実施要領

### 1 目的

北海道内に居住し、歯科衛生士の資格を有する者で、市町村（保健所設置市を除く。）の歯科保健事業等への従事を希望する歯科衛生士の情報を北海道歯科衛生士バンク（以下、「バンク」という。）に登録のうえ、登録者及び市町村に対し、必要な情報提供等を行い、地域の歯科保健事業の円滑な推進及び、歯科衛生士の人材育成・人材確保を図る。

### 2 実施主体

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（以下「地域保健課」という。）

総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室及び地域保健室（以下、「保健行政室（地域保健室）」という。）

一般社団法人北海道歯科医師会（以下、「北海道歯科医師会」という。）

一般社団法人北海道歯科衛生士会（以下、「北海道歯科衛生士会」という。）

### 3 対象

北海道に居住する歯科衛生士の資格を有する者

### 4 事業内容

#### (1) 地域保健課・保健行政室（地域保健室）対応事項

##### ア 広報活動

バンク登録者の増加及び活用促進のため、各保健行政室（地域保健室）のホームページや広報、普及啓発イベント等を利用し、幅広く周知を行う。

##### イ バンク登録・更新等の対応

登録を希望する歯科衛生士から照会があった際には、必要な情報を提供する。

##### ウ 市町村への情報提供

保健行政室（地域保健室）は市町村からの依頼に基づき、バンク名簿から必要な情報を提供する。

なお、提供は、所管の市町村に勤務可能なバンク登録者の情報に限る。

##### エ その他、研修案内等の情報提供

希望するバンク登録者に対し、研修会や普及啓発イベント等の案内について情報提供し、人材育成等を図る。

#### (2) 北海道歯科医師会・北海道歯科衛生士会対応事項

ア 北海道版歯科衛生士バンク事業の名簿登録者のうち、希望者に対し、歯・口腔の健康に関する研修会やイベント等の人材育成に関する情報提供を行う。

イ 北海道版歯科衛生士バンク事業の名簿登録者数の増加を促進し、地域の歯科保健事業等での活用に向けて情報発信を行う等、道と相互に連携・協力する。

#### (3) 地域保健課対応事項

全道の歯科衛生士バンク情報の集約及び情報提供等

登録された情報を集約し、保健行政室（地域保健室）や北海道歯科医師会、北海道歯科衛生士

会へ情報提供する。

## 5 登録方法等

### (1) 歯科衛生士の新規登録・更新・削除

歯科衛生士用入力フォームより、バンク登録を希望する歯科衛生士が直接、新規登録・更新・削除することを原則とする。

なお、保健行政室（地域保健室）の代理登録も可能とする。

### (2) 市町村の求人情報登録・報告

市町村用入力フォームより、市町村が求人情報を登録する。

歯科衛生士を確保した場合は、市町村用入力フォームから報告を行う。

## 6 留意事項

(1) 本バンクは、職業安定法施行規則第17条5第2項の規定に基づき、道が「特定地方公共団体無料職業紹介事業変更通知書」を提出し、許可を受けているもの。

(2) バンク登録者情報の取扱いについては、個人情報保護法により本事業の目的外使用とならないよう充分配慮すること。

(3) 保健所設置市（札幌市、函館市、旭川市、小樽市）在住の方で、バンク登録の希望がある場合は登録可能とする。

### 附則

この要領は、令和5年（2023年）11月28日から施行する。

### 附則

改正後の要領は、令和7年（2025年）2月18日から施行する。